

金沢地裁ニュース

№.2（平成16. 9. 21）

カッコウの濡れ衣

本庁民事部総括裁判官 井戸 謙一

カッコウは、ずる賢い鳥だと、ずっと思っていた。カッコウは、托卵をする。ホオジロやモズの巣から卵を一つ抜き取った後、自分の卵を産み込む。そうすると、その卵は、家主の卵よりも一足先に孵化するや、家主の卵を巣から捨ててしまい、お人好し（「お鳥好し」というべきか）の家主の子になりすまして、育ててもらい、成長するや、育ての親に礼をいうこともなく（この点は、確証はない）、巣立ってしまうのである。怠惰な横着者というに止まらず、親子共同による殺人犯（いや「殺鳥犯」、もっとも卵では、人（鳥）とは言えないか。）及び詐欺犯のようなものであって、悪質極まりないと思っていた。

ところで、最近、なぜカッコウが托卵をするのかを知る機会があった。カッコウは、鳥類としては、原始的な種類に属し、恒温動物とはいえ、体温の調節能力が低く、外気温が低下する夜間は体温も低下するため、自分では卵を暖めることができない。そこで、やむを得ず、托卵をして、他の鳥に子供を育ててもらうのだそうである。そうすると、横着者というよりも、自分の力では我が子を育てられないために、涙をのんで施設の前に乳飲み子を置き去りにする母親に似て、哀れになる。量刑は大いに減じられるべきだろう。子供を育てる方法がそれしかないのであれば、期待可能性がないとして無罪とする考えもあるかも知れない。

こんなことを書こうと思ったのは、最近、統計上、我が国の警察の検挙率が下がったことの内実を説明した文書に接したのがきっかけである（法律時報2003年11月号、16頁）。つい先日まで我が国の犯罪

検挙率は、90%を超え、先進国でトップクラスの安全な国であるとされていた。ところが最近は20%前後となり、見る影もない。「我が国の警察の能力は大いに低下した。その原因はどこにあるのだろうか。警察官のサラリーマン化だろうか。」等と考えていた。ところが、そうではないと浜井浩一龍谷大学教授は言う。犯罪の80%を占める窃盗事件の犯人の多くは、一人で数十件の事件を敢行している。そこで、一人の窃盗犯人を検挙すると、警察は余罪捜査をして、多くの事件を追送致し、これが検挙率を上げることに大いに役立っていた。ところが、最近は、警察も忙しくなって、余罪捜査に熱心でなくなった。多くの事件を追起訴しても量刑に大きな影響がないこともあり、本人が多くの犯行を自供しても、そのうちの数件を送致しただけで終わらせてしまう。これが検挙率が下がっている主たる理由であるというのである。「なるほど」と思わず膝を叩いた。警察の捜査能力が極端に落ちたわけではなかったのである。もちろん、捜査が困難な犯罪が増えていることも間違いないのだろうが、統計上の数字だけを無邪気に真に受けていては、事実の正確な理解を誤る。

カッコウにしろ、警察の捜査能力にしろ、事実の認定、事実の正確な理解は、かように難しく、思いこみは恐ろしい。偏見を捨て、慎重に且つ多面的に事実に向き合うことが肝要であるが、言うは易く行うは難い。事実の認定を生業にしている者として、改めて嘆息する今日この頃である。

裁判員制度コーナー

先の国会で「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、今後５年以内に施行されることとなりました。裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪か無罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。しかし、制度についてまだ皆さんに十分なお理解を得ていないのが実情ですので、今後、積極的に広報活動を進め周知を図るため裁判員制度コーナーを設置しました。今回は、司法制度に一般国民が参加するという点では裁判員と共通性を有する検察審査員を経験された埴崎さん、非常勤の裁判所職員として紛争解決に携わっていただいている民事調停委員の大屋さんに、裁判員制度に関する法律の成立を受けて制度に対する思いを綴っていただきました。なお、裁判員制度については、最高裁判所のＨＰで詳しく説明していますので、是非ご参照ください。

裁判員制度に思うこと

埴 崎 滋

（元金沢検察審査会審査員・内灘町在住）

「国民に開かれた司法改革」の目的で導入される「裁判員制度」が平成１６年５月の公布から５年以内に実施の予定です。

私が体験した（平成５年）検察審査会制度と今度の「裁判員制度」は、司法制度に一般国民が参加する形式において基本的に大きな類似点があります。

両制度とも、選挙権の有る人の中から抽選で候補者名簿が作成され、その名簿から更に抽選されて任に当たる人が決まる仕組みで、特定の事由を除けば誰もが対象者となります。

私の場合も、ある日突然検察審査会への招集状が届き、勤務先の下承を得て普段の生活とはおよそ無縁な裁判所を訪れることとなりました。その職務内容は、検察事務に民意を反映させるために、検察官が行った不起訴処分の刑事事件の当否などを審査することであり、選任された私たち審査員自身で審議し、議決まで行うというものでした。

金沢地方裁判所長の諭告と宣誓を経て、制度の説明を受ける内に緊張も解けて未知の分野に対する使命感が心の中で高まるのを感じたものでした。検察審査員

はそれぞれが異なった社会生活を営む人達で構成されるものですから、担当事件の背景や視点のとらえ方が様々で、論評の段階でも、はたと気づかされることが度々ありました。全員で審議を重ねる事で自ずと結論が導き出され、１１人での議決がなされ、議決書が作成されて当該庁の検事正に送付されました。６か月の任期が終わり、清々しい満足感と達成感を同時に覚えたことが想起されます。

「裁判員制度」もこれから当局の情報提供や説明が積み重ねられ、広く国民の理解と協力を得て構築されるものと存じます。国民が裁判に参加し、裁判内容に健全な社会常識がより反映されることで、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるのではないかと考えます。刑事裁判に国民が裁判官とともに責任を分担し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与するこの制度に、私たち国民が実際に参画従事し、「身近で分かりやすい、迅速な裁判」を進んで体験することで、ひいては司法制度全般に対する信頼と理解をより深めることになるのではと考えます。

検察審査員としての貴重な経験を経て、それ以後の私の生活態様も少し変化が生じ、司法制度や「人が人を裁く事」の重要さと究極の意味を理解できるようになったと感じるのは確かであります。

裁判員制度について

民事調停委員 大屋 愷太郎

(金沢簡易裁判所 金沢市在住)

私は、調停委員として、長年にわたって調停事件に関与してきました。調停制度は、我が国独特の紛争解決制度として、国民に広く理解され、信頼されており、80年にわたる長い歴史を有しています。

近く、我が国において、国民が刑事裁判に参加する「裁判員制度」が実現されることになりました。この制度は、国民の中から無作為に選ばれた裁判員が、刑事事件の裁判に参加し、裁判官と同じ役目を担うという画期的なもので、日本の裁判制度の新しい時代を築

くものといえます。

調停制度の発展、定着と同様にこの新しい裁判員制度も国民の理解と積極的な協力が是非とも必要であります。

国民の皆さんが刑事裁判に参加することによって、裁判が身近で分かりやすくなり、司法に対する国民の信頼の向上につながることが期待されています。国民一人一人が裁判員制度の意義を十分に理解し協力して頂きたいと強く望むものであります。



民 事 部 だ よ り

平成16年度上半期の事件の動向

ここ数年増加の一途をたどっていた破産事件は、今年に入ってその増加傾向に歯止めがかかり、新受事件は昨年の同時期と比べると若干減少しています。そうした中で、個人再生事件は、制度の浸透とともに年々増加していますので、倒産事件全体の増加に歯止めがかかったかどうかは、もう少し様子を見なければなりません。訴訟事件は、ここ数年、新受事件が年間1200件台で推移していますが、今年は昨年の同時期と比べると約10パーセント少なくなっています。

事件処理を見ますと、破産事件では、平成15年の新受事件は平成10年の2倍強になっているのに対し、未済事件では、平成15年は平成10年の半分強に減少し、順調に処理されています。訴訟事件についても、未済事件は徐々に減少しています。

4月施行の新制度の運用状況

本年4月から施行された新しい制度についての当庁での実施状況等は、次のとおりです。

1 訴訟審理の充実を図るための方策

(1) 専門委員制度の導入

この制度は、審理に専門的な知識等が必要な場合に、その分野の専門家を専門委員として訴訟手続に関与してもらうものですが、当庁では、専門委員として、医師13人、一級建築士15人、その他（公認会計士、不動産鑑定士など）8人を任命して態勢を整えました。実際の訴訟でも、医療関係の訴訟を中心に専門委員に関与してもらう事件が出てきています。

(2) 計画審理の実施

医療関係訴訟を中心として、争点整理を終える時期、証拠調べを終える時期、判決言渡の時期に

ついておおよその目安を定めて審理を進める試みがなされています。

2 不良債権処理等への対応

本年4月から、競売物件の下見をする内覧、担保不動産の収益執行、債務者の財産の開示を求める制度が始まり、当庁での申立状況は、内覧が1件、財産開示が4件で、担保不動産収益執行の申立はまだありません。全国的にも新制度の申立はまだそれほど多くないようです。

今後施行予定の新制度の概要

1 新破産法の制定、施行

大正11年に制定された現破産法は、その後の社会・経済の情勢に合わなくなってきたため、新しい破産法が本年5月に成立し、平成17年1月から施行される予定です。新破産法の特色は、破産手続を合理的で実効性のあるものにし、かつ迅速化するためにいろいろな方策を取り入れた点と、破産に適用される実体法について現時点の経済取引の状況に合うように権利関係の調整を図った点にあります。当庁では、今、そのスムーズな施行に向けて準備をしているところです。

2 労働審判制度

この制度は、バブル経済崩壊後に激増しているリストラ型労働紛争の迅速な解決を目的としたもので、平成18年4月からの施行が予定されています。内容は、労働審判官（裁判官）1人と労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2人から成る労働審判委員会が、原則3回以内の期日で審理を行い、結論を出すというものです。今後、施行に向けて、規則の制定、審判員の選任、研修などの準備が行われる予定です。

刑 事 部 た よ の

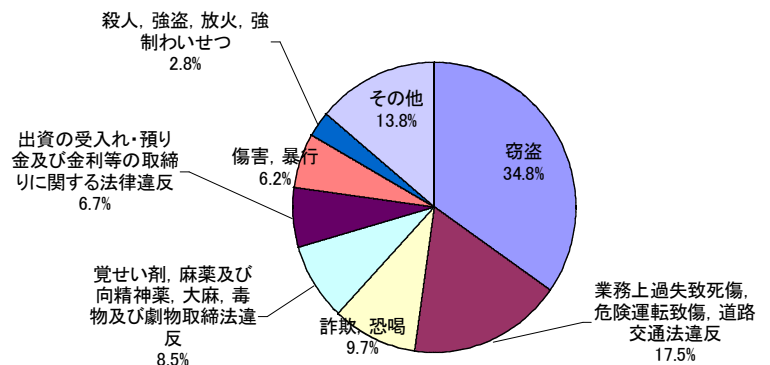
平成 1 6 年度上半期の事件の動向

本年度も受理件数は漸増しており、本年 6 月末では、平成 1 4 年度同期と対比すると約 2 2 . 9 パーセント増、平成 1 5 年度同期と対比すると約 1 3 . 0 パーセント増となっています。

受理事件の傾向は、前年度と同様に社会の経済状況や世相を反映し、罪種別では窃盗が全事件の約 3 4 . 8 パーセントを占めています。次いで業務上過失致死傷、危険運転致傷や道路交通法違反の交通事犯が約 1 7 . 5 パーセント、詐欺、恐喝が約 9 . 7 パーセント、覚せい剤や向精神薬、大麻などの薬物事犯が約 8 . 5

パーセント、0 9 0 金融（携帯電話を利用した金融）に関する出資の受入れ・預り金及び金利等の取締りに関する法律違反が約 6 . 7 パーセント、傷害、暴行が約 6 . 2 パーセントと続き、殺人、強盗、放火、強制わいせつなどの重大犯罪は約 2 . 8 パーセントを占めますが前年度に比べるとわずかに減少しています。

また、通訳人を必要とする外国人事件は約 7 . 8 パーセントを占め、人数的には前年度と比較すると 3 倍以上に増加しました。



ごぞんじですか法廷通訳

あなたも法廷通訳をしてみませんか！？

金沢地方裁判所では、日本語を理解しない外国人刑事事件や手話の法廷における裁判手続を通訳するため、有能な通訳人を求めています。石川県在住者で特に次の言語やその他の言語についての法廷通訳に関心をお持ちの方は、是非、金沢地方裁判所刑事訴訟事務室にお問い合わせください。

ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、トルコ語、ロシア語

連絡先 〒920-8655

石川県金沢市丸の内7番2号

金沢地方裁判所刑事訴訟事務室

Tel (代)076-262-3221(内線3207番)

金 簡 だ よ り

金沢簡易裁判所における少額訴訟事件

簡易裁判所で扱える事件の金額の上限が、平成16年4月から140万円に引き上げられるとともに、少額訴訟（原則1回の裁判で判決を言い渡す）で扱える金額の上限も60万円に引き上げられましたので、ここで少額訴訟の特徴を紹介したいと思います。

なお、5月26日（火）開催の第3回金沢地方裁判所委員会では、簡易裁判所の役割がテーマとして、取り上げられ、特に国民に身近な制度である少額訴訟制度についても意見交換をしていただきました。

金沢簡裁では、平成15年の民事通常訴訟事件は1717件、少額訴訟事件は86件でした。以下の様な特徴がありますが、少額訴訟制度の周知に努め、迅速適正な裁判を実現したいと考えております。

1 少額訴訟とは？

少額訴訟は、簡易裁判所の民事訴訟のうち1回の期日で審理を終えて判決を言い渡すことを原則とする特別な手続で、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用することができます。紛争の内容があまり複雑ではなく、契約書などの証拠や証人をすぐに準備できる場合には、この手続を利用することができます。

2 準備の重要性！

少額訴訟は、1回の期日で審理を終えることを原

則としているので、裁判所が早期に紛争の実態を把握し、当事者に対して紛争の実態に見合った的確な準備を促し、必要かつ十分な事前準備を行う必要があります。

具体的には、事件類型ごとの事情聴取書や証拠一覧表を作成しており、それらを活用することで事務処理の効率化を図っています。

3 少額訴訟の特徴！！

少額訴訟には、次のような特徴があります。

- (1) 訴訟の目的の価格が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理・裁判を求める旨の申し出を、訴え提起のときにしなければなりません。
- (2) 同じ人が少額訴訟手続を利用できる回数は、1年間で10回までです。
- (3) 書記官は、当事者の方に対し、最初の口頭弁論期日の呼び出しの際に、少額訴訟手続の内容を説明した書面を同封します。また、裁判官は、最初の口頭弁論期日の冒頭で、次のことを説明します。

① 証拠調べは、即時に取り調べることでできる証拠に限ること

② 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の

申述をすることができるが、最初の口頭弁論期日において弁論をしたり、その期日が終了した後には、この申述ができないこと

③ 少額訴訟の判決に対しては控訴ができないこと

(4) その他

① 一期日審理が原則なので、当事者は、期日前又は期日において、すべての攻撃防御方法を提出しなければなりません。

② 裁判所は、口頭弁論の終結後、直ちに判決を言い渡します。

③ 少額訴訟判決において、裁判所は、被告の資力やその他の事情を考慮して、判決の言渡しの日から3年を超えない範囲内で、分割払いの定めをし、これを怠ったときは期限の利益を失う旨、またはこれと併せて、分割払いを怠りなく履行したときは、訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨を定めることができます。

以上が、金沢簡易裁判所の少額訴訟手続の説明ですが、訴状の定型用紙は窓口に備えてありますので、手続の詳細につきましては、簡易裁判所の窓口でお尋ねください。

小松支部 だより

★庁舎の位置関係

庁舎の近くには小松市役所・小松市公会堂・小松社会保険事務所・宮本三郎美術館・検察庁があり、JR小松駅から徒歩で約10分余りの距離に位置しています。



玄関ホールは天井まで吹き抜けとし、天井はトップライト方式で、その形状は円形となっており、そこにガラス張が施されています。

陽光を最大限取り入れ、明るくモダンな造りとなっており、「開かれた裁判所」を目指した建物です。

玄関ホール奥には、中庭を施し、心和む空間となっています。

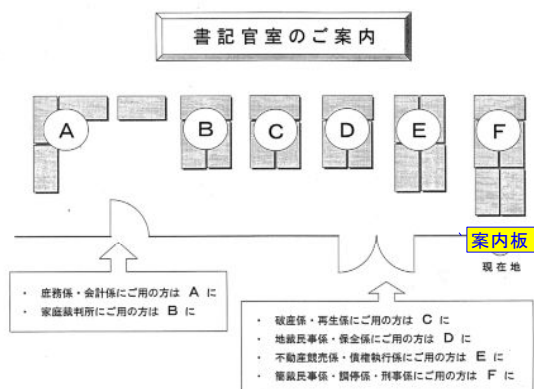
★受付（書記官室）の状況

受付（書記官室）は開放的で来庁者に親しみやすさを求め、オープンフロアとなっています。各事件係の配置は下図とおりです。

職員一同、『開かれた利用しやすい裁判所』『迅速適正な裁判』を目指し日々努めています。



★庁舎内の特徴



★小松支部の法の日週間行事について

小松支部では小松調停協会との共催で、以下のとおり、無料調停相談所の開設を計画しましたので、どうぞご利用ください。

日 時 平成16年10月1日（金）
午前10時～午後3時

場 所 小松大和

担当者 裁判所職員，調停委員

★小松支部における民事訴訟事件数の動向について

小松支部では、平成15年から民事訴訟事件が大きく増加しています。平成15年度の小松支部が受け付けた民事訴訟事件数は、平成10年度から平成14年度の水準の約1.6倍でした。平成16年度も6月末現在で平成10年度から平成14年度の同時期と比較すると約1.4倍の伸びとなっています。

平成10年	132件	61件
平成11年	132件	62件
平成12年	139件	62件
平成13年	130件	65件
平成14年	153件	59件
平成15年	223件	
	105件	
平成16年	？	
	86件	

年間受付件数 6月末現在の受付件数

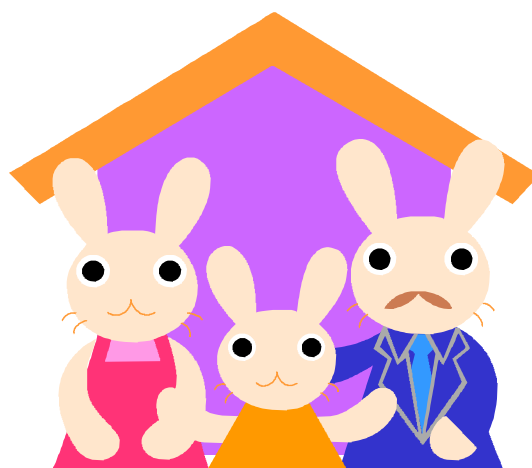
金沢検察審査会



本年の５月２８日に司法制度改革関連法の一つとして、検察審査会の一定の議決に起訴強制の効果を与える改正検察審査会法が成立し、５年以内に施行されることになりました。今回の法改正の柱は、「起訴相当」の議決があった事件について、検察官が再捜査して再び不起訴処分とした場合や、３か月以内に検察官が処分を下さなかった場合に、検察審査会が、もう一度審査して、再び、「起訴相当」の議決をすれば、強制的に公訴が提起されるという効果が与えられることです。この議決後は、地方裁判所が検察官役の弁護士を指定し、この指定弁護士が公訴を提起して公判の維持にあたります。このように二度にわたり、検察審査員

１１人中の８人以上が起訴すべきだと判断した場合は、自動的に起訴される仕組みになります。これまで、検察官が独占していた公訴権の例外が認められたことになります。この背景には、重大な刑事事件に「裁判員制度」が導入されるのと同様に、司法に国民の健全な常識を反映させようとの考え方から、公訴権の行使についても「民意を反映させることの重要性」に鑑み、検察審査会の議決に法的拘束力を付与する制度が導入されたものです。

さらに詳しくお知りになりたいとき、また、審査の申立や相談には、最寄りの金沢、七尾、輪島の検察審査会事務局まで気軽にご相談下さい。



総務課だよ

裁判所では、国民の皆さんに、裁判所を身近に感じてもらい、裁判手続をより利用しやすくするために、毎年、5月から6月上旬にかけて、憲法週間行事として、いろいろな行事を行っています。当庁で、今年度実施した行事を、いくつか紹介させていただきます。

① 模擬裁判

5月28日に、金沢地裁において、一般市民の方を対象に、模擬裁判を実施しました。当日は、一般応募の49名の方に参加いただき、シナリオ(強盗致傷事件)に基づいて、配役を演じたり、判決内容を考えていただきました。

また、5月26日には、七尾支部において、能登地区で、初めての模擬裁判を開催しました。当日は、七尾高校の2年生59人に参加していただきました。今後も、他の地区での開催を計画していきたいと思います。



模擬裁判の模様(金沢地裁)

(北陸中日新聞提供)

② 多重債務整理手続説明会

6月9日、小松支部において、破産・個人再生・特定調停手続についての説明会を実施しました。参加者からは、「良い勉強になった。こういう機会を増やしてほしい」という声をいただきました。



多重債務整理手続説明会の様子

③ 県内6か所で**無料法律相談**や**調停相談**を実施しました。

④ 一般市民の方に、法廷傍聴や刑事裁判手続の解説を通じて、刑事裁判のしくみや手続についての理解を深めてもらう目的で、6月11日に「**法廷傍聴の日**」を開催しました。



会 計 課 だ よ り

消防総合訓練を実施（地裁本庁）

1 7月12日、名古屋高裁金沢支部及び金沢家庭裁判所と合同により、金沢市広坂消防署から3人の消防士をお迎えし、消火訓練、通報訓練（119番通報）、避難訓練を順次行う消防（総合）訓練を実施しました。

2 訓練概要は、次のとおりです。

庁舎内における万が一の火災発生に備え、次のような場面を想定し、本番さながらに実施しました。



① 9 : 0 0

地震発生

② 9 : 0 3 火災発生（法廷棟1階給湯室から出火）



③ 9 : 0 5 避

難命令・119番通報

④ 9 : 1 8 避難完了



⑤ 9 : 2 0 消火器取扱説明・実演



⑥
9

: 3 5 消火栓取扱説明・実演



⑦ 9 : 4 5 消防署の講評

【講評結果】

総合訓練実施後、広坂消防署から次のような講評を受けました。

注意事項は、次の訓練に生かします。

（良かった点）

避難訓練の際、職員がハンカチを口に当て本番さながらに避難した行動

（悪かった点）

避難訓練の避難誘導の際、お互い声が出ていなかったもので、恥ずかしがらずに大きな声をお互い掛け合うことが大切である。